

都 介 第 1852 号  
令和 2 年 2 月 28 日

各（居宅介護支援事業所  
地域密着型サービス事業所） 管理者 様

都城市介護保険課長  
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る介護保険サービス事業所の対応方針について  
（通知）

日頃から、本市の介護保険行政について、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今回、各サービス事業所において想定される、新型コロナウイルス感染症への対応による運営上の留意点について、下記のとおり整理いたしました。

つきましては、内容をご確認の上、対応いただくようお願いいたします。なお、本取扱いの期間は、本日から当面の間とします。本取扱いを終了する際は、あらためてお知らせいたします。

また、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、最新の情報等については随時ご確認いただき、対応いただくよう併せてお願いいたします。

## 記

### 【居宅介護支援事業所等計画作成業務を行う事業所】

#### 1 アセスメントについて

感染拡大防止の観点から、居宅を訪問し、面会しなくても差し支えないものとします。ただし、この場合でも、関係者と連携し、認定調査資料、直近のモニタリング結果、電話連絡等により、利用者の生活全般についてその状態を十分に把握し、支援する上で解決すべき課題の把握に努め、把握した内容については、支援経過等に詳細に記録してください。また、居宅を訪問し、面会する必要がある場合には、体温計測などにより健康状態を確認した上で、マスクの着用や手指の消毒など、感染拡大防止に充分配慮してください。

（裏面あり）

2 サービス担当者会議について

感染拡大防止の観点から、電話や文書等による照会のみでも対応可とします。ただし、この場合でも緊密に相互の情報交換を行い、担当者と連携した内容については支援経過等に詳細に記録してください。

3 モニタリングについて

感染拡大防止の観点から、居宅を訪問し、面会しなくても差し支えないものとします。ただし、この場合でも各事業所との連携によるサービスの実施状況や、本人、家族から聞き取った生活状況の把握に努め、連携した内容については支援経過等に詳細に記録してください。また、居宅を訪問し、面会する必要がある場合には、体温計測などにより健康状態を確認した上で、マスクの着用や手指の消毒など、感染拡大防止に充分配慮してください。

**【地域密着型サービス事業所】**

1 運営推進会議について

感染拡大防止の観点から、運営推進会議を開催できない場合は、次の2点の代替措置を講じることにより、基準違反とならない取り扱いとします。

なお、開催を中止する場合は、出席予定者にその旨を連絡してください。

《代替措置》

- ①構成員に対しレジュメ等を送付し、運営状況等の報告を行い、事業所に対する評価、要望、助言等を受け付けてください。
- ②議事録に本来の開催予定日、中止の理由、上記①の対応内容および受けた評価等を記載し、事業所で保管、公表するとともに市へ議事録等を提出してください。

2 外部評価について

外部評価の緩和の適用を受ける事業所は、緩和の要件となっている年6回の運営推進会議について、上記2点の代替措置を講じることにより、開催回数に含めることを認めます。

ただし、外部評価については、遅延は認められても、実施しないことは認められませんので、本取扱いを終了するお知らせ後に必ず実施してください。

文書取扱 健康部介護保険課指導担当  
電話 0986-23-2688